

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成30年7月24日(火) 15時30分～16時40分
■場 所	市役所本庁舎2階 第一委員会室
■出席委員	風間会長，伊藤委員，遠藤委員，小林委員，西條委員，松八重委員，山崎委員，山田委員
■欠席委員	丸尾副会長，岩谷委員，菊池委員，深見委員，牧委員，松木委員，山口委員
■事務局	相田環境対策課長，加藤環境共生課長
■審議	・(仮称) 仙台市岩切山崎今市東土地地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について(諮問第59号)
■報告	・仙台市東部復興道路整備事業に係る事後調査報告書(第4回)(案)について
■事業者	・事業者1 (仮称) 仙台市岩切山崎今市東土地地区画整理事業 事業者 ・事業者2 仙台市東部復興道路整備事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認等】 ・資料確認
風間会長	【次第3 審議】 〈〈公開・非公開の確認〉〉 原則公開。ただし，個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする →(各委員了承) 議事録署名 山田委員に依頼 →(山田委員了承)
(審議1) 風間会長	それでは審議に入る。 審議事項1の(仮称)仙台市岩切山崎今市東土地地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について，前回の審査会における指摘事項に対する対応方針等を伺った上で審議し，その後，答申案について議論する。 それでは，前回の指摘事項等についての説明を事業者にお願ひする。
事業者1 風間会長	(資料1-1について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問，ご意見などお願ひする。
風間会長	3ページのNo.2とNo.3の対応方針で，公園の緑化による緑のネットワークの形成とあるが，公園の具体的なイメージはあるのか。
事業者1	公園については，管理を仙台市に移管する前提であるが，どういった公園にするのか，具体的な検討はまだこれからである。

風間会長 事業者1	事業者ではなく、仙台市のほうで考えるということか。
風間会長	本事業の中で整備を行うという考え方も一つあるが、まだ検討段階である。周辺の水田をつなげるような緑のネットワークの形成を検討し、今後の準備書に示していただきたい。
西條委員	資料の対応方針の中に、「一定の制限」や「条件」などの表現があるが、いつ具体的になるのか。
事業者1	地区計画や用途地域の手続段階で具体的になると考える。
伊藤委員	住民等の意見などを聞く機会は設けてあるのか。
事業者1	環境影響評価手続きにおいて、今回、住民説明会と意見書の募集を行った。今後も、準備書に関する説明会や意見書の募集があり、都市計画手続きにおいても、同様に住民から意見を聞く機会がある。こうした手続の中で住民の意見を取り入れていきたいと考えている。
西條委員	隣接するJR貨物の移転事業により、周辺では大型配送車両の走行が相当増えると思う。車の排気ガスなどによる大気汚染については、複合的な形で予測・評価するのか。
事業者1	本事業による交通に加え、隣接事業で増える交通量も加味した形で、予測・評価する考えである。
小林委員	動植物に関して、8ページで、「本事業の工事着手前には、隣接事業は既に完成し、供用が開始されている」状況とあり、基本的には失われていく方向にあると思うのだが、失われている前提でものを見るのではなく、相まって失われていかないようにするという視点で、ぜひ予測・評価及び環境保全措置の検討をお願いしたい。
風間会長	それでは、続いて答申案についての審議に移りたいと思う。
事務局	事業者の方は退室を願う。
風間会長	(資料1-2について説明)
松八重委員	ただいまの答申案に対して、委員の皆様からご質問ご意見を願います。答申案の1全体事項(2)のところで、田園風景との調和や自然環境に配慮した事業計画を求めるべきだとある。緑地に対する配慮については、先ほどの事業者の説明では、具体的な内容はこれからということであったが、単に法定上必要な緑地化ではなく、風間会長からお話があったように、周りとの融合性についても配慮するよう意見する必要があると思う。そこで、「周辺環境との緑のネットワーク形成」という、もう一步踏み込んだ内容を書き加えてはいかがか。
風間会長	「田園風景との調和や緑のネットワークの形成、自然環境に配慮した」ではいかがか。
事務局	それでは、松八重委員と会長からご意見があったとおり、1全体事項の

	<p>(2)、「地域住民とコミュニケーションを図りながら、田園風景との調和や緑のネットワークの形成、周辺の自然環境に配慮した事業計画を検討するように」という形でということによろしいか。</p> <p>→ (各委員了承)</p>
山田委員	<p>2個別事項(3)水環境についてだが、本来この意見の趣旨は、開発によって田園地帯の貯水能力が失われたときに、下流域に水害をもたらす可能性を少しでも低減させるためにも、雨天時にもきちんと調査をしておく必要があるということだと思う。この内容だと、単に雨が降って川の濁水が増えるからちょっと水質を調べましょうかというふうに捉えられてしまうので、そうした課題も含めた形での文章に置きかえたほうがいいと思うが、いかがか。</p>
伊藤委員	<p>水田地帯がなくなるということは、保水能力的には、地域にとって非常に大きな問題になると思う。そうした点に配慮した事業計画を検討するようにということで、全体事項の中に入れてはどうか。</p>
風間会長	<p>(2)の文の後に、「また、水田の貯水機能の損失に対して」と付け加えて、「調査を実施するべきである」としていかがか。</p>
山田委員	<p>「水田の貯水機能の損失に配慮した事業計画を検討するよう求めるべき」で十分通じると思う。</p>
伊藤委員	<p>調査の実施については、2個別事項(3)で意見するので良いと思う。</p>
事務局	<p>それでは、整理すると、1全体事項(2)に、新しく「また、水田の貯水機能の損失に配慮した事業計画を検討するよう求めるべきである。」という1文を追加し、2個別事項(3)の文章は当初案のとおりでよろしいか。</p> <p>→ (各委員了承)</p>
風間会長	<p>では、本日のご指摘をもとに、最終的な調整については私と丸尾副会長に一任いただくということによろしいか。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>もし追加の意見があれば、後ほど事務局に提出をお願いします。</p>
(報告1)	<p>【次第4 報告】</p>
風間会長	<p>次に報告に入る。</p> <p>仙台市東部復興道路整備事業に係る事後調査報告書(第4回)(案)について、事業者より報告をお願いします。</p>
事業者2	<p>(資料2について説明)</p>
風間会長	<p>ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見等をお願いします。</p>
山崎委員	<p>騒音に関して、中野付近ではかなり騒音レベルが高いと見受けられる。資料のとおり、本事業の工事の影響というより、調査地点付近の交通量の問題と思われるが、周辺への騒音影響としてはどのように評価しているのか。また、どういった対策がとられているのか教えていただきたい。</p>

事業者2	<p>中野付近という調査地点は、県道塩釜亘理線沿いで、現況交通量は1万7,000台から1万8,000台である。大型車混入率は40%を超え、大型車が頻繁に通る県道であり、騒音レベルが高くなっている。付近に住居はあまりなく、ほとんどは工業系の建物である。評価書時の調査においても騒音レベルは高い値を示していた。また、現在、工事施工中だが、特に苦情等は寄せられていない。物理的な防音対策については、この場所に限らず、かさ上げ道路全般において強風が吹いており、設置が難しい地域である。</p>
山崎委員	<p>追加の環境保全措置等は必要ないという判断か。</p>
事業者2	<p>現段階では、追加の環境保全措置は考えていない。今後も、騒音レベルの調査を実施する計画であり、かさ上げ道路の完成により車の走行位置が現状より高くなったとき、どういった影響が出るのか、供用後の調査の中で検討していく考えである。</p>
山崎委員	<p>高い場所から騒音が出るようになると、影響の範囲も変わってくるかもしれないので、よく調査していただきたい。</p>
風間会長	<p>2-8ページの動物の移動経路設置計画について、基本構造を変えてグレーチングの蓋をつける計画であるが、降雨時にここから水が入って、水が抜けず、動物が移動できないということはないのか。</p>
事業者2	<p>今回設置する移動経路には、勾配をある程度持たせているので、雨水が入った際には、その勾配に沿って水が流れると考えている。</p>
風間会長	<p>図に示されている0.3%というのは勾配のことか。</p>
事業者2	<p>そうである。</p>
小林委員	<p>動物の移動経路について、サイズの、例えば子供が入って事故になってしまうのではないかと気になったが、それに対する対策などはあるか。</p>
事業者2	<p>かさ上げ道路は、車のみが通行する計画となっており、歩道はついておらず、歩行者は、現在の県道を利用していただくという計画であるので、物理的に人が余り上ってこない。交差点部では、人が入ってくる可能性があるが、この移動経路は、もともと動物が移動していたと考えられる主要な排水路の付近で、道路延長10キロメートルに対して7カ所の設置計画になっており、子供が入ってくる可能性は非常に低い。また、移動経路の入り口の柵の前面にはガードレールを設置し、かつガードレール下のすき間には、仮に小動物が移動経路に入らず、道路上を横断しようとするのを防ぐために、ネットを設置する予定にしており、人が入ってくるのは難しい構造になっている。</p>
小林委員	<p>かさ上げ道路の上からではなく、例えば周辺から子供が来てしまっても大丈夫なのか。</p>
事業者2	<p>この位置に来るためには、高さ6メートルのかさ上げ道路を上ってこなければならぬので、子供が入って来る可能性は非常に少ないと思われる。ま</p>

	<p>た、このグレーチング自体の大きさは幅1メートル×1メートルあるので、子供ではなかなか持てるような重さではない。維持管理上、大人が持ち上げることができる重さとして、30キロから40キロ程度を想定しているので、小さなお子さんは物理的に入ることは難しいと考える。</p>
小林委員	<p>動物の移動経路の出入口から、遊んで入ってしまって、立ち往生してしまうことはないか。</p>
事業者2 山田委員	<p>安全管理上の問題もあるので、今後、施工する中で検討していきたい。</p>
	<p>前回の報告で、かさ上げ道路の横断水路には、津波対策のためのゲートを設置するとあった。ゲートは、通常開けっ放しということから、水生生物には、特に影響はないと認識している。その後の稼働状況について、情報があれば教えていただきたい。</p>
事業者2	<p>津波遡上対策として設置するフラップゲートについては、通常時、10度程度の開放をしており、水生生物が十分移動可能であるということを前回説明差し上げた。このゲートについては、まだ現地に設置しておらず、7月下旬に第1基目を設置する予定にしている。水生生物の移動の状況については、設置後に事後調査の中で確認するとしており、その際に報告させていただきたい。</p>
山田委員	<p>了解した。</p>
風間会長	<p>フラップゲートの管理は、どこが行うのか。</p>
事業者2	<p>道路の附属施設として設置するので、道路管理者が管理する。</p>
風間会長	<p>了解した。</p>
遠藤委員	<p>動物の移動経路について、先ほど、道路脇はフェンスで囲うということだったが、動物はどこからやってくるのか。</p>
事業者2	<p>水路の脇とかを移動してきた小動物が、水路を移動しようとする際、当初は、道路下のボックスカルバートを移動する計画にしていた。しかし、津波遡上対策でフラップゲートを設置することになり、動物が移動できなくなることから、そこを移動してきた小動物がのり面を上がってくるという計画に変更したものである。</p>
遠藤委員	<p>水路のほうを移動してくると、途中でのり面に上がれるようなシステムになっているのか。</p>
事業者2	<p>そのように誘導する形で現地の植生の計画などを行いたいと思っている。</p>
遠藤委員	<p>動物の移動経路は、もう設置しているところはあるのか。</p>
事業者2	<p>こちらについてもこれから整備することになる。</p>
遠藤委員	<p>工事期限が平成30年度までなので、今年1年で全部設置されるということか。</p>
事業者2	<p>今年度末までに整備をする予定である。</p>

遠藤委員	事後調査は平成30年度までだったと思うが、実際に動物がこの移動経路を使っているかどうか、事後調査で確認はしないのか。
事業者2	工事完成后5年間、供用後における事後調査を実施する計画としており、その中で動物が移動しているかどうかの確認をする予定である。
遠藤委員	了解した。
山崎委員	8-2ページの二酸化窒素について、調査地点の中野付近と鍋沼付近で、3月13日と3月15日の調査結果が、環境基準と比較して問題のあるレベルではないが、他の日と比べてやや高い数値となっている。9章に記述されているとおり、工事車両の走行台数より一般車両のほうが多いので、その影響だと思うが、13日と15日が、他の日と比べて、例えば風が弱かったとか、交通量が多かったとか、何かあるか。
事業者2	13日と15日は他の日と比べて風が若干弱い状況であり、それが一因で二酸化窒素濃度が高くなったと考えられる。
山崎委員	了解した。
遠藤委員	オオタカの調査について、井土地区のオオタカの営巣林が荒廃し始めているということだったが、その理由は何か。
事業者2	8-111ページに、営巣林内に新たな倒木が確認されたことを記載しているが、津波等により潮をかぶってしまっ、徐々に倒れてきていると考える。
遠藤委員	今後ますます林がなくなっていく状況なのか。
事業者2	現在、ほかの事業の中で新たな木を植林しているが、直近では、倒れていくもののほうが多いと思われる。
遠藤委員	資料によれば、オオタカの繁殖はなかったということだが、営巣林は騒音が大きかった中野地点に近いこともあり、その影響はないのか。
事業者2	中野地点に関しては、オオタカが確認された井土地区のエリアよりも南に2キロメートル以上離れている。
遠藤委員	中野地点のところで一般車両の走行による騒音が高かったということは、繁殖地の近くの同じ路線でも、騒音が高かった可能性もあるのではないか。
事業者2	ご指摘のとおり、騒音のみに関して言えば、同じ路線であるので、井土地区でも中野地点と同じぐらいの騒音が出ているものと想定される。 ただし、本事業の工事が始まってから交通量が増えて騒音が大きくなったのではないため、従来からそういった状況の中で繁殖されていたことを考えると、騒音そのものが原因ではないと認識している。
遠藤委員	先ほど、騒音対策は今のところ考えていないとのことであったが、オオタカの営巣に少し影響があるのではないかと考えたところである。
事業者2	評価書においては、供用後も環境基準を超えるような騒音レベルにはなら

ないと予測しており、現時点では、騒音対策は考えていないと説明した。今後、供用後の調査の中で、環境基準を超えるような状況にあれば、対策を検討したいと考えている。

遠藤委員
風間会長

了解した。

本日ご欠席の岩谷委員から、事前に質疑があったと聞いているので、事務局のほうから説明していただきたい。

事務局

岩谷委員から4つのご意見いただいております、全て8-13ページの騒音に関連するものである。

まず1点目、騒音に係る環境基準の評価マニュアルにあるように、騒音の測定に当たっては除外すべき音を考慮しなくてはならない。 L_{Aeq} においても同様である。騒音の事後調査結果、表8.2-1において、 L_{Aeq} が基準を超過している点があり、その理由として、交通量が少ないため、通過した自動車により L_{Aeq} が持ち上げられたためとあるが、適切な資材等運搬車両の走行時間データを抽出して再計算すべきではないか、検討してほしい。

2点目は、表8.2-2の重機の稼働に係る影響の調査において、中野付近で L_{A5} が超過している理由について説明を加えてほしい。

3点目は、表8.2-2に L_{Aeq} を追記しない理由があれば教えてほしい。

4点目は、表8.2-1と表8.2-2における新浜東部と中野付近の測定場所は異なるのか。同じ地点だとすれば、表の L_{A5} 等のデータの差は何を示すのか。

以上である。

事業者2

1点目、騒音の調査にあたっては、騒音に係る環境基準の評価マニュアルに基づき、当該地域において平常出ない音、通常発生しない人工音、測定による付加的な音について除外処理を行っている。騒音の事後調査結果を示す表8.2-1において、 L_{Aeq} が騒音規制法の要請限度を超過している中野付近と鍋沼付近については、当該路線における交通量が多く、9-4ページに記載したとおり、一般車両の走行による自動車騒音による影響と考えている。

新浜東部の昼間及び夜間と、笹屋敷付近の夜間においては、等価騒音レベルは要請限度を満足しているものの、 L_{Aeq} が L_{A5} を上回っており、その理由は交通量が少ないため、通過した自動車により L_{Aeq} が持ち上げられたためと考えている。

2点目、ご指摘の中野付近では L_{A5} が超過している理由については、9-5ページの図9.1-1に示すとおり、重機の稼働時間帯は8時から17時であるが、これ以外の時間帯である5時台から7時台においても同様の騒音レベルとなっていたことから、重機の稼働に係る影響は少なく、主要地方道塩釜亘理線の道路交通騒音の影響によるものと考えている。

<p>風間会長 事業者2</p> <p>風間会長 風間会長</p>	<p>3点目、重機の稼働に係る騒音については、評価書と同様に、仙台市公害防止条例に係る指定建設作業に伴う騒音の規制基準を環境保全目標としている。当該基準値は L_{A5} で評価することになるため、L_{Aeq} は記載していなかったが、ご指摘を踏まえ追記したい。</p> <p>最後4点目、表8. 2-1と表8. 2-2における新浜東部と中野付近の測定場所は同一の場所であるが、対象とする時間区分が異なるため、騒音レベルが異なっている。具体的には、表8. 2-1については、資材等運搬車両の走行に係る影響を見るため、環境基準の時間区分、昼間6時から22時、夜間22時から6時で集計した結果を示しており、表8. 2-2については、重機の稼働に係る影響を見るため、工事作業時間帯である午前7時から18時で集計した結果を示しているものである。</p> <p>以上である。</p> <p>確認だが、新浜東部と中野付近は同じ場所なのか。</p> <p>新浜東部と中野付近の位置は別である。表の8. 2-1と表8. 2-2に示す新浜東部、あるいは中野付近がそれぞれ同じ地点ある。</p> <p>了解した。</p> <p>それでは、この件については以上とする。</p> <p>本日の意見等を踏まえ、事後調査報告書の作成をお願いします。</p>
<p>風間会長</p> <p>事務局</p>	<p>【次第5 その他】</p> <p>それでは、次第5のその他に移るが、何かあるか。</p> <p>事務局から2点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の審査案件に対する追加意見は、7月30日（月）まで。 ・次回の審査会は未定。
<p>事務局</p>	<p>【次第6 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成30年 8月31日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 風間 聡



仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 山田 一裕

